

岩手県医療局管理規程第10号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
区分		日額		区分		日額	
[略]				[略]			
能力開発研修及び専門研修	宿泊する場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設	[略]	国立岩手山青少年交流の家	3,400円
		旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項の旅館業の用に供する宿泊施設）	[略]			国立岩手山青少年交流の家	3,500円
		[略]	[略]			旅館（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項の旅館・ホテル営業の用に供する宿泊施設）	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員日額旅費規程別表の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。